

平成 27 年 2 月 4 日

(宛先) 松阪市長

Matsusaka-EMS  
外部環境監査チーム

外部環境監査員 (氏名・印省略)

## 外部環境監査報告書

Matsusaka-EMS 外部環境監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の日程

平成 27 年 1 月 29 日 (木) 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分

2. 監査の対象

環境生活部戸籍住民課、地域安全対策課、人権・男女共同参画推進課  
経営企画部経営企画課、地域づくり応援室  
都市整備部土木課、住宅課  
飯南地域振興局地域振興課、環境生活部飯南・飯高環境事務所

3. 監査の内容

①監査の対象期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで

②監査実施内容

- ・日頃の業務において、環境という視点から意識していることは何か。
- ・日頃の業務は、どのように環境に関連するか。
- ・業務の特性を環境と結び付けることができているか。
- ・環境の視点から、力を入れて取り組んでいる活動は何か。
- ・各課の独自目標は、どういった理由で設定しているか。
- ・各課の独自目標は、業務の特性を活かしたものとなっているか。
- ・環境基本計画重点事業及び各課の独自目標について、どのように推進、評価、改善しているか。

③監査方法

会議室におけるヒアリング及び被監査部署の職場確認

## 4. 監査結果

### (1)監査の概要

今回の外部監査では、2項に示す監査対象部署について監査した結果、運用自体に特に問題となる事項や指摘事項はありませんでした。

しかし、エコフイス活動や各部門の個別目標の内容を拝見しますと、市役所内に目を向けた事象（紙・ゴミ・電気・市有車の燃料等）に偏っていました。市役所本来の業務は市民の幸福な生活への支援を目的とした、市民の皆さんへのサービスであり、それが本業であると言えます。従ってそのウエイトの高い本業に目を向けた活動をされると各部署供特徴のある色々な活動テーマが発掘されると思われます。

例えば、戸籍住民課の業務は、市民の皆様と直接触れ合えることが多いという特徴を生かして、地域安全対策課が推進している「エコドライブ」等の資料を手渡して啓蒙活動を展開できると思いますし、それが個別目標の活動テーマになると思われます。

### (2)監査の所見

#### ①環境基本計画重点事業

今回の監査対象部署の中で、重点事業をもっているのは都市整備部土木課と飯南・飯高環境事務所でした。土木課の目標は総合運動公園の建設事業が目標であり工事は計画通り進捗していました。飯南・飯高環境事務所は管内の合併浄化槽の設置推進（目標 50 基）であり、H25 年度はほぼ計画通り達成されていました。しかし、H26 年度下期は厳しい状況となっており、設置数が進むにつれて、独居老人宅など、急峻地で設置が困難な地域が残ってくる傾向があるため、今後同じ目標値では達成が困難であることを伺いました。

目的目標は定期的に見直す必要があります。目的は何のために行うか考える上で最も重要です。目標 50 基はあくまでも手段であり、目的である市民の幸福な生活と地球環境のための水質保全に余り効果が得られないのであれば、手段である目標値の見直しも必要と思います。

#### ②各課個別目標

設定されている目標については概ね高いレベルでの達成度でありましたが、多くの部署で紙ゴミといった省資源化に起因するテーマや美化活動的なテーマを取り入れているところが多く、Matsusaka-EMS で目標設定の際の留意点として上げられている「業務の特性等を考慮に入れる」という部分についての反映が少し不足しているように感じられました。（庁舎内の日々の事務業務で発生する環境影響に視点が行き過ぎていたと思います。）しかしながら監査の中で実際の状況を聞いてみますと、余剰ポスターの保育園での有効利用や、住民の声を反映したゴミ分別パンフレットの配布、あるいは、市民活動団体との様々な取組みなど十分に業務の特性を取り入れた環境活動をされていると認識できました。役所という組織内だけではなく役所組織外へも目を向けた、本業である市民の皆様へのサービスに係る目標設定を検討して戴きたい。

#### ③エコフイスシート

全ての部署で良好な運用となっており、活動自体が自然な形で職員全体に行き渡っているように感じましたので、通常省資源テーマについては

この活動を継続してもらえれば達成されるものと思われま

#### ④環境法令の遵守評価（浄化槽法）

今回の監査において、5部署で多数の浄化槽を設置されており、洩れなく保守点検、掃除及び指定検査機関による法定検査を実施され、特に大きな問題はありませんでした。

しかし、保守点検表及び法定検査記録についてのチェック、承認及び不具合のフォローについて再考する必要があると思われま

- ・点検表、検査記録は、担当者と承認者がチェックしたエビデンス（証拠）が必要です。（一部の部署は、一覧表を添付して担当者、所属長が確認押印されていました。設置数が少ない場合、一覧表は必ずしも必要ありませんが、重要度を認識するためにも点検表等への押印が必要と考えま
- ・点検表、検査記録に業者からの不具合事項のコメントが記入されていましたが、それに対する対応処置の記載がありませんでした。全ての部署で見受けられましたので、課題が発見された点は、Matsusaka-EMSのシステムなどを利用して、全部署へ水平展開することが必要と思われま

#### (3)今後についての気付き

現在活動している個別目標以外で、多くの環境貢献活動をされていることが確認できました。そういった取組や活動はEMSの中で内部・外部コミュニケーションとして事務局に集約され全体に周知される仕組みとなっていると思われま

しかし、それらの事例がエビデンスとしてあまり集約されていないように感じました。即ち、各部門の活動テーマや市役所全体の活動テーマとしてあがっていないので見えてこないからだと思います。

また繰り返しになりますが、庁舎内の、また環境を負荷側面だけに限定するのではなく、有益な側面や間接的に影響を及ぼす側面（市民の皆さんへのサービス）まで広げて検討して頂けると業務の特性も考慮された目標が設定出来ると思いま

また、旧松阪市は浄化槽の法定検査の検査率が10%と低く、その一方で市町村設置型としている飯南、飯高管内などは90%と大きく差が有ります。なお、保守点検、掃除の書類等は、三重県に提出されないため実施率が不明ですが実施されていないケースも考えられるそうです。

これに鑑み、松阪地域防災事務所環境室から、市内の民間企業に検査率を上げるため協力要請がきているほど、検査率の低さは大きな課題です。

そこで、松阪市の飯南飯高地区の浄化槽50基設置の目標が脳裏に浮かんでいますが、この2件の事例は、目的が市民の幸福な生活と地球環境のための水質保全であり、目的が同じということです。

また、浄化槽の検査率向上を市民の義務としてとらえるならば、法の下での平等は権利ばかりでなく、義務も平等であるべきで、この不均衡を是非とも是正する必要があると思われま

なお、この件の推進母体は、三重県であることは認識しております。

以上